

厚生労働省

除染作業者向け指針

産廃業者に周知説明へ

福島第1原発事故由
來の放射性物質による
汚染廃棄物などを取り
扱う除染作業が来年か
ら本格化するが、厚生
労働省は11月28日、除
染作業時の労働者の放
射線障害防止対策につ
いてとりまとめた。

想定されることから、業者に対し、安全に作業が行えるよう周知説明に努める方針。	主な対策としては毎時0・236番幹を超過する除染実施区域内で、△土壤などの除染などの業務△汚染廃棄物または除去土壤（放射性セシウムの濃度が1万㏃を超えるもの）の収集運搬、保管、処分の業務を行う事業者は、作業を行う労働者の線量を以下の通り測定する。なお、労働者の被ばく線量の限度は、5年間で100㍉㏜かつ1年間で50㍉㏜とし、測定結果は記録し、30年間保存するほか労働者に通知する。	放射性物質の濃度に応じ、測定する。作業場所が毎時2・5番幹以降までは、外部被ばくは個人線量計による測定が望ましいが、代表者測定でも差し支えない。	高濃度の粉塵が発生するおそれのある作業を行うときは、土壤や廃棄物を温潤化し、抑制。	飛散・流出しないよう用い、保管するときは専用の容器や廃棄物を収集・運搬するときには個人線量計を持たせて測定、内部部被ばくは作業内容や取り扱う土壤や廃棄物の必要な措置を講ずる。
--	--	--	---	---